

別紙

令和5年度とくしま地域づくり推進事業の助成対象事業等について

「とくしま地域づくり推進事業助成金交付要綱」第2条の規定に基づく、令和5年度の助成対象事業等は、次のとおりとする。

1 助成対象事業

地方財政法（平成23年法律第109号）第32条に規定する事業を定める省令第1号、第3号、第6号及び第7号に該当する市町村の単独事業

2 助成金の額

○令和5年度予算額：48,000千円

○1市町村あたりの助成限度額は2,000千円とする。

3 その他

助成金交付申請書（様式第1号）の「1. 事業名等」の地方財政法第32条の事業区分欄については、申請事業がどの区分に該当するかを選択し、助成金交付申請書に記入すること。

参考

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令 拠粋

- 第1号 國際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 第3号 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 第6号 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 第7号 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業